

## 未活用労働の把握に関する準備調査の考え方

ILO 決議への対応については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、28 年度末までに結論を得ることとされているため、27 年度に実施する準備調査の結果を踏まえて、28 年秋を目途に労働力調査の変更計画案を統計委員会に諮問する予定である。

### 1 検証内容

#### 【同一世帯による検証】

- ① 調査票 A（現行の基礎調査票及び特定調査票）、B（改正後の基礎調査票及び特定調査票）の現行定義失業者数の差異の検証（調査票の設計変更に伴う現行定義失業者数への影響の有無）
- ② 調査票 B の新旧（現行）定義失業者数の差異の検証（新旧失業者の水準・割合の比較）
- ③ 調査票 A、B の回収率・記入漏れ率等の検証（調査項目の追加と調査票のサイズ拡大の影響の有無）

#### 【非同一世帯による月別結果の検証】

- ① 月別数値の安定性・特異性の有無の検証  
調査票 A、B の各基礎調査票・・・（現行）定義の失業者数・割合  
調査票 B の特定調査票・・・時間関連不完全就業者数、潜在労働者数・割合
- ② 調査票 A、B の回収率・記入漏れ率の月別結果（特異性の有無）の検証

※ 詳細な検証を行う観点から、4 パターンの組合せ（A-A、A-B、B-A、B-B）で調査を実施することも考えられるが、サンプルサイズが小さくなり誤差が大きくなること、一方、十分なサンプルを確保することは予算上困難であることから、本準備調査においては、A-B の組合せで実施する。

2 地理的範囲 東京都（ただし、島しょ部は除く。）

3 属性的範囲 15 歳以上の者

4 対象期間 平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月の 6 か月間

5 対象数 毎月約 10,000 世帯

### 6 選定の方法

現行の労働力調査と類似の方法（現行の労調では、東京都を表章するための標本設計はしていないが、同様の層化基準を東京都に当てはめるなどの方法がある。）

## 7 調査票（非 OCR 形式）

### ① 新旧定義の失業者は、基礎調査票の中で同時に把握

失業率の月次動向を見るためには、標本設計上、毎月4万世帯を対象とする調査（基礎調査票による調査）が必要である一方、新旧（現行）基準の失業率を別々の基礎調査票で調査・集計することは、要員・日程・予算上の問題などから現実的に不可能である。

### ② 新定義の失業率算出のための調査事項は、基礎調査票の設問の最後に追加

基礎調査票の5欄（就業状態）で把握している、現行定義の失業者数の時系列把握に影響が生じないようにする。

### ③ 時間関連不完全就業者の把握及び未活用労働指標（LU2～LU4）の算出に必要な調査項目については、特定調査票において把握

報告者負担や調査・集計に要する費用・要員等の問題から、基礎調査票において毎月調査・集計することは困難であること及び現行の特定調査票において失業率以外の未活用労働の算出に必要な調査項目の多くが、すでに把握されている。

## 8 今後のスケジュール（予定）

平成27年3月上旬 意見招請官報公示（⇒同月下旬：提案書締切り）

3月下旬 雇用失業統計研究会（第3回）

4月上旬 承認申請手続の開始  
契約手続開始（⇒同月下旬：官報公告）  
<調査票の規格内容確定期限>

7月上旬 承認申請手続の完了

7月中旬 請負業者決定（契約締結）  
<調査票様式の確定期限>

7月中旬～10月上旬 請負業者の準備期間（約3か月）

10月中旬 準備調査開始